

令和5年分

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について

提出期限は 令和6年1月31日（水）です

留意事項 1

法定調書の種類ごとに、法定調書の枚数が100枚以上であった場合は、e-Tax又は光ディスク等（以下「e-Tax等」といいます。）による提出が必要です。

令和4年



給与所得の
源泉徴収票
110枚

令和5年



給与所得の
源泉徴収票
130枚

令和6年



基準年：令和4年

e-Tax

光ディスク等
(DVD・CD等)

令和7年



基準年：令和5年

e-Tax

光ディスク等
(DVD・CD等)

義務化

義務化

- * 法定調書の種類ごとに、令和4年中に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上であった場合は、令和6年中に提出する当該法定調書は、e-Tax等により提出する必要があります。
- * 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。



上記提出義務に該当しない場合でも、e-Tax等により税務署へ提出することができます。是非ご利用ください。

- 法定調書の提出範囲や作成方法については、国税庁ホームページ掲載の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。
〔掲載場所〕 ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>法定調書関係
- 給与支払報告書・特別徴収票は各市区町村へご提出ください。

手引はこちら



法定調書にはマイナンバーの記載が必要です！！



社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合は、本人確認として、「番号確認」と「身元確認」が必要です。

マイナンバーの取扱いに関する注意事項等国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

※ 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

詳しくはこちら



Start!

提出しなければいけない法定調書がある。

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が**100枚以上**である。
※ 法定調書の種類ごとに判定してください。

YES

e-Tax又は光ディスク等による提出が必要です！！

YES

e-Tax を使ってみよう！
市区町村と税務署に一括で提出することができます！！

※ e-Taxでも作成できますが、支払報告書を別途市区町村に提出する必要があります。

詳しくはこちら



給与・年金のほかにも提出する法定調書がある方は…

e-Tax を使ってみよう！
e-Tax(通常版)なら
全ての法定調書が作成できるよ！

送信して終了！
税務署への郵送や持参は不要！

詳しくはこちら ⇒



できるだけ手間とコストを省きたい。

YES

NO

書面でもいいけれど…

e-Taxなら
もっと簡単！
もっとラクラク！



〈書面提出のデメリット〉

- ・郵送費用がかかる
- ・提出時の交通費等のコストがかかる
- ・来年以降も再度手書きしなければならないため、毎年手間がかかる



件数が多くて大変という方は…

光ディスク等にデータを格納し、提出（郵送又は持参）することも可能です。
なお、合計表は、書面でも作成できますが、是非e-Taxをご利用ください。

光ディスク等による提出についての詳細はこちら ⇒

